

SDGs達成への活動のスタートを応援します

令和6年度

「SDGs市民活動スタートアップ支援事業」

市民活動団体、学校、NPO法人などが、
他のステークホルダーと連携して取り組む
地域課題の解決につながるSDGs達成への活動について
始業期にかかる事業費の一部を補助します。



1 補助の対象となる団体

- (1) SDGsの取組みを推進する市民活動団体、学校などの教育機関、NPO法人等
- (2) 市民活動団体等を代表とした2団体以上が連携したチーム（協議体）
※ 企業や個人の応募は対象外です。
※ ただし企業が市民活動団体等と連携したチーム（協議体）は対象となります。

2 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限額とします。 ※千円未満切り捨て

3 補助の対象となる活動

SDGsの達成に貢献するもので、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 主たる活動が、北九州市内で実施されるもの
- (2) 公益性がある活動で、市・企業・市民活動団体・学校等と連携して取り組むことでより高い成果が期待できるもの
- (3) 継続性のある活動内容であるもの

活動内容については、解決したい地域課題が明確になっている必要があります。
また、可能な限り「経済・社会・環境」の三側面の達成を意識し、SDGsの複数の
ゴールの達成を目指した取組みとしてください。

【過去の補助事業例】

- ・廃棄されるはずの着物の裏地を活用し、エコバックや名刺入れを作成・販売する活動
- ・障害を持つ方にピアノを磨く技術を指導し、実際にピアノ磨きを実践することで、やりがいをもって働く喜びを感じてもらう活動

募集期間 令和6年6月20日(木) から 7月19日(金)

提出先 政策局政策部政策課(SDGs 担当ライン)

北九州市小倉北区内1-1 北九州市役所本庁舎3階

提出方法 事前連絡の上、電子メールまたは郵送してください。

(電話:582-2302、電子メール:seisaku-seisaku@city.kitakyushu.lg.jp)

※内容を審査の上、補助金交付の可否について後日通知します。

補助金の交付対象経費

項目		内容
1	賃金	事業を実施するために雇用したアルバイト等の賃金
2	報償費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼
3	旅費・交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費等
4	委託費	ホームページの作成や会場テントの設営等、事業の一部を他に委託するための費用
5	備品費	単価10万円未満の備品の購入費
6	消耗品・材料費	事業実施に直接必要な事務消耗品、材料、書籍等の購入費等
7	印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等
8	使用料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等
9	役務費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等

※ 補助金の交付対象外経費

- (1) 事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、高熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
- (2) 事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
- (3) 飲食費
- (4) 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入経費
- (5) 購入価格が10万円以上の備品の購入経費
- (6) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費